

平成24年第3回砂川市議会定例会

平成24年9月11日(火曜日)第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 5号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 6号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第 7号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第 9号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関
する規約の制定について
- 議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 4号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算

- 日程第 2 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 6号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第 7号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第 9号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関
する規約の制定について
- 議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 4号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算

日程第 2 一般質問

土 田 政 己 君
小 黒 弘 君
多比良 和 伸 君

○出席議員（14名）

議 長 東 英 男 君
議 員 一ノ瀬 弘 昭 君
増 井 浩 一 君
多比良 和 伸 君
土 田 政 己 君
北 谷 文 夫 君
沢 田 広 志 君

副議長 飯 澤 明 彦 君
議 員 増 山 裕 司 君
水 島 美喜子 君
増 田 吉 章 君
小 黒 弘 君
尾 崎 静 夫 君
辻 勲 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	栗 井 久 司
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	古 木 信 繁
建 設 部 技 監	山 梨 政 己
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治

市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局審議監	氏家実
総務課長	安田貢
広報広聴課長	熊崎一弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井上克也
教 育 次 長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中出利明
---------------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	湯浅克己
-----------------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗井久司
-------------------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 局 長	河端一寿
事 務 局 次 長	高橋伸二
事 務 局 主 幹	佐々木純人
事 務 局 主 幹	吉川美幸

開議 午前 9時59分

開議宣告

○議長 東 英男君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第5号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 砂川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定について

議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計補正予算

議案第4号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第1、議案第5号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計補正予算、議案第4号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算の9件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 北谷文夫君（登壇） おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告を申し上げます。

9月10日に委員会を開催し、委員長に私北谷、副委員長に水島美喜子委員が選出され、

付託されました各議案について慎重に審査をいたしました。議案第5号から第9号まで、議案第1号から第4号までの一般会計、特別会計の補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 東 英男君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第5号から第9号まで、第1号から第4号までの討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号から第9号まで、第1号から第4号までを一括採決します。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 一般質問

○議長 東 英男君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は5名であります。

順次発言を許します。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） おはようございます。今回は、教育問題について3点一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、就学援助事業の拡大・充実についてであります。ご承知のように就学援助事業は、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されており、平成22年度からは補助金対象費目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加され、地方交付税措置がされております。私は、これまでも決算委員会や予算審査などで質疑をさせていただきましたが、それにもかかわらず、道内の市町村で未実施の自治体がまだあるので、文部科学省の指示を受けて、北海道教育委員会はことしの5月29日付で再度未実施の教育委員会に対して実施に向けて積極的に検討するよう文書で要請したと伺っておりますので、その要請内容と平成25年度から砂川市として文部科学省や北海道教育委員会の要請にこたえてこの事業の拡大、充実を行う考えがあるのかお伺いをいたします。

次に、2点目として、市内の小中学校におけるいじめの実態と対応策について質問をいたします。大津市でいじめを受けていた中学2年生が自殺した問題を受け、文部科学省は全国の公立小中学校を対象に緊急の実態調査を実施し、8月中にその報告を求めることを各教育委員会に要請したと新聞報道されています。また、北海道教育委員会は、この大津市の事件を受け、いじめ対策の専門班を年内に設置する方針を道議会で明らかにしています。つきましては、市内小中学校におけるいじめの実態調査の方法、内容とその結果の特徴、具体的な対応策についてお伺いをいたします。

3点目として、今文部科学省が実施している教員評価・学校評価システムと北海道教育委員会が実施している情報提供制度の内容と教育現場への影響について質問をいたします。教員や学校をランク分けする教員評価・学校評価システムと教員を相互に監視させるとともに、教職員と学校の監視を道民に求め、密告を奨励する情報提供制度が学校や教職員を萎縮させ、正しい教育評価ができず、いじめへの対応や子供の命の尊厳にかかわる仕事に実態として取り組めないとの声が教育の専門家や教職員から寄せられておりますので、次の2点について質問をいたします。

(1)として、教員評価、学校評価システムと情報提供制度の具体的な内容について、2つ目として、市内小中学校の教育現場への影響等についてお伺いし、初回の質問といたします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 (登壇) ご質問のございました大きく3点につきまして順次私のほうからご答弁をさせていただきます。

初めに、大きな1の就学援助事業の拡大・充実についてご答弁を申し上げます。就学援助制度につきましては、ご質問の要旨のとおり、学校教育法第19条の規定に基づきまして、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行う制度となっております。なお、制度の対象とする認定基準の設定や対象とする費目、扶助額などにつきましては、市町村の判断に委ねられているところでございます。ご質問にありますクラブ活動費、生徒会費、PTA会費につきましては、平成22年度の国の制度改正により、当該費用を生活保護の扶助対象としたことから、当市はもとより、道内の各市町村におきましても準要保護認定世帯への扶助対象費目とするべきなのか、検討課題となっているところであります。ご質問にあります北海道教育委員会からの通知につきましては、本年5月29日に北海道教育委員会教育長より各市町村に出されたものであり、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を就学援助の対象とすることに関し、未実施の市町村におきましては適用することについての積極的な検討をお願いしますとする内容であります。なお、これらの道内各市における取り組み状況につきましては、平成24年度においてクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を対象としているのは北見市、赤平市、根室市の3市のみであり、他の市においては今後の取り扱いについて未定としているところ

が大半でございます。

ご質問の平成25年度における事業の拡大・充実についてであります。これまで児童生徒の就学確保という準要保護制度の趣旨、目的を踏まえるとともに、認定されていない他の保護者との均衡も考慮し、必要な援助を実施してきているところでありますが、ご指摘のクラブ活動費、PTA会費、生徒会費につきましては道教委からの通知も踏まえ、市教委としてその必要性をしっかりと見きわめ、また他市町の動向なども把握しながら、扶助対象に加えるべきかどうかにつきまして慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大きな2の市内の小中学校におけるいじめの実態と対応策についてご答弁申し上げます。大津市の事件を受けて、砂川市におきましては文部科学省から要請のあった緊急のいじめ実態調査を8月20日から28日にかけて市内小中学校において実施したところであります。今回の調査につきましては、児童生徒一人一人に対して、いじめ被害の有無の状況、いじめ被害を訴えている児童生徒の人数とその内容、さらには学校でいじめを見たり聞いたりしたことの有無に関するアンケートを実施し、市内小中学校に在籍する1,380名の児童生徒のうち、約98.3%に当たる1,357名から回答を得たところであります。その結果、約7.9%に当たる108名がいじめられたことがあると訴え、そのうち40名から今もいじめられているとの回答がございました。

いじめの具体的な内容といたしましては、悪口を言われるが64件で最も多く、次いで仲間外れや無視が48件、たたいたりけられたりするが37件、持ち物を隠されたりいたずらされるが23件、メールやインターネットに関するものが3件、その他が12件という結果でございました。この結果を受けまして、各学校ではいじめを訴えた児童生徒やいじめを見たり聞いたりした児童生徒から個別に聞き取りを行い、一人一人に対し、きめ細かく対応を行ったところであります。その中で個々のケースがそれぞれいじめに当たるか否かの判断につきましては、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、学級担任や他の教員が協力、連携し、児童生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、当該児童生徒のふだんの行動などを見きわめた上で行い、最終的にいじめと認知した件数は12件であり、そのうち現在解決に向けて取り組み継続中のケースが11件、解決したケースが1件という状況になっております。今後の具体的な対応策についてであります。学校ではいじめ防止の取り組みや指導方針、いじめの問題の重要性などを日常的にあらゆる機会を通して保護者などに伝え、理解と協力を得ながら、緊密な連携のもと、いじめの問題への取り組みを進めているところでございますが、市教委といたしましてはいじめはいつでも、どこでも起こり得るという認識のもと、学校、家庭、地域が連携して早期発見、早期対応に努めることはもとより、いじめは人間として絶対に許されないという倫理観や規範意識、社会性の育成を図るよう、道徳教育を柱とした学校教育活動全体を通して児童生徒一人一人への指導を充実させるとともに、全ての教職員がより一層

日常の児童生徒の理解に努め、いじめの事案が起こった場合には事実を隠蔽することなく、毅然とした態度を持って問題解決に当たるよう指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな3の文部科学省が実施している教員評価・学校評価システムと北海道教育委員会が実施している情報提供制度の内容と教育現場への影響等についてご答弁申し上げます。初めに、(1)の教員評価・学校評価システムと情報提供制度の具体的な内容につきましてご答弁申し上げます。ここ数年、いじめによる自殺問題や教員による数々の不祥事などから公教育への信頼が崩れ、その信頼を回復していくことが重要な課題となっております。そのためには、児童生徒の教育に直接携わる教員がその力を最大限発揮することが重要であり、その意欲を一層高め、資質能力の向上に努めるとともに、学校の活性化に向け、校長を中心に教職員が相互に連携、協力して学校教育目標の達成や課題解決に向けた取り組みを進めていく必要があります。こうした観点から、教育評価制度は学校職員の資質能力の向上と学校の活性化を図り、その成果を児童生徒に還元することを目的として実施されているものであり、具体的には毎年それぞれの教職員が自己目標や目標達成のための取り組み方法などを設定し、目標の達成度を評価しているところでございます。

次に、学校評価システムについてであります。学校の教育活動などの成果を検証し、必要な支援、改善を行うことにより、児童生徒がよりよい教育活動を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上を図ることは重要であり、学校運営の質に対する保護者などの関心が高まる中では、学校が適切に説明責任を果たすとともに学校、家庭、地域による相互の連携協力の促進が図られることも期待されております。このような状況を背景にスタートした学校評価システムは、学校の教育活動、その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき、学校及び設置者などが学校運営の改善を図ること及び評価結果などを広く保護者などに公表していく制度であり、市内各学校においても保護者アンケートや学校評価委員の意見に基づく学校評価を実施しており、その結果につきまして学校だよりなどを通じて公表しているところでございます。

最後に、情報提供制度についてであります。この制度は北海道教育委員会が学校運営や教職員の服務について法令等に違反する行為が行われた場合、道民からの情報提供を受けるために窓口を設置し、この制度を適切に運用することを通じて学校運営の適正化を推進し、学校教育に対する道民の信頼確保を目的として平成22年度から始まったものであります。道立学校及び市町村立学校の運営や教職員の服務に関し、法令や学習指導要領に違反する行為が行われている場合、またはまさに行われようとしている場合が情報提供の対象となります。しかしながら、不正な利益を得る目的や教職員を誹謗中傷する目的、または第三者に損害を与える目的で行われた情報提供は対象としないこととなっており、あわせて情報提供に当たっては原則として情報提供者の氏名や連絡先を明らかにし、客観的な事実に基づき行われることとなっております。

続きまして、(2)の市内小中学校の教育現場への影響等についてご答弁申し上げます。教員評価、学校評価システムの市内小中学校の教育現場への影響についてであります。先ほど答弁をさせていただいたとおり、教育現場においては児童生徒の教育に直接携わる教員がその力を最大限発揮することが重要であり、その意欲を一層高め、資質能力の向上に努めるとともに、学校の活性化に向け、校長を中心に教職員が相互に連携、協力して、学校教育目標の達成や課題解決に向け取り組みを進めていく必要があります。それぞれの教職員が自己目標や目標達成のための取り組み方法などを設定し、計画、実行、評価、改善のサイクルの中で年代や職責に応じて意識的、計画的に研修することで資質能力が高まり、その結果、児童生徒はもとより、家庭や地域の信頼を得ることにつながり、教職員の意欲の向上においても一定の効果が出ているものと考えており、ご指摘のような教員や学校をランク分けするものになっていないと考えております。

また、情報提供制度の市内小中学校の教育現場への影響についてであります。教職員の法令違反や学習指導要領に基づかない指導などの問題につきましては、保護者や地域の方々には大きな不安や不信を与え、教育に対する信頼を著しく損なう事態であると厳しく受けとめております。学校教育においては、保護者を初め、地域の方々との信頼関係を基盤として、校長の力強いリーダーシップのもと、全ての教職員が協力して調和のとれた学校運営をしていくことが何よりも大切であり、このような保護者等との信頼関係の前提となるのは、教育公務員としての法令遵守の精神であるとの基本的な認識に立って教育活動を行っていく必要があると考えており、現状ではこの制度により学校や教員が萎縮し、学校運営に支障を来している状況にはないものと判断しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の就学援助事業についてお伺いをいたします。今ご答弁がございましたけれども、ただ最終的には残念ながら来年度から実施するというふうには言われなくて、慎重に検討するということがどういうことなのかわかりませんが、今度の道教育委員会からの依頼文書なのか指示文書なのかわかりませんが、その中身について確認をしてお伺いしたいと思うのですが、文部科学省や北海道教育委員会は費目追加の考え方として、新学習指導要領においても部活も教育活動の一環として位置づけられたと、これは新しいことです。今までの学習指導要領にはなかったのですが、新学習指導要領できちっと位置づけられたと。それから、生徒会活動は、従来の学習指導要領から教育活動の一環として位置づけられていると。それから、生活保護においては、先ほども答弁がありましたように、生徒会費及びPTA会費は従前から教育扶助の対象であり、平成21年度補正予算から部活に要する経費も教育扶助の対象にしたというふうに言われておりますけれども、このとおりで間違いありませんか、お伺いいたします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 5月29日に道からいただいた文書の中では、今議員さんがご指摘のとおり、部活動も教育活動の一環として位置づけられたと、指導要領に基づきましてそういったことが記載をされておりますし、また生徒会活動は従来の学習指導要領から教育活動の一環として位置づけられているということなど、議員さんのご指摘のとおり、文書の中にはそういった趣旨が記載をされております。そういったことも踏まえて、この5月29日の文書の中では積極的に未実施の市町村においては検討をお願いしますという依頼の文章になってございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 もう一点、今も話がございましたが、確認の意味でお伺いしたいのですが、砂川市の場合も生活保護世帯の就学援助は生活保護法の規定によってクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の補助対象として全額支給されているというふうに伺っているのですが、砂川市の場合もそのとおりで間違いはないのかどうかお伺いいたします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 これも昨年ご質問のあったときにご答弁をさせていただいておりますけれども、保護費の中でそういった部分については措置をされているということで伺っております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 そこで、今回文部科学省や北海道教育委員会は、特に要保護と準要保護で援助内容が異なる市町村にあっては、市長部局とよく連携を図って保護者の経済状況を適切に把握して、積極的に運営に向けて検討を早急に実施するよう求めておられますけれども、これは皆さんもご承知のとおり、文部科学省も北海道教育委員会も子育て支援対策事業の重要な柱の位置づけとしてこの就学援助事業について取り組んでおりますので、市長部局、財政当局と十分な連携と協議を行ってというふうに言われていますけれども、砂川市の場合はそういうふうな協議を行っているのかどうかお伺いします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 市のほうとの協議という部分でございますけれども、これにつきましてはそれぞれ毎年の予算の部分におきましてもそういった部分で調整をさせていただいておるところでございますので、この制度運用に関しましては、先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、制度改正は行われました。それで、各市町村のほうでもそれぞれ検討はしているのでありますけれども、これらの費目を対象とするのはそれぞれ市町村の判断ということで、先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、認定に当たってはそういった状況をしっかり把握をしながら慎重に対応していかなければならないということで、これまで年限は経過しておりますけれども、道内35市のうち、現状の中では3市だけが実施をしていると。これは道から通知された以降の7月時点での調査だったと思うのですけ

れども、そういった状況にあるということで、この問題については非常に難しい問題であるということで考えておりました、そういった部分について慎重に判断をしてまいりたいという考え方でございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 私も先ほど言いましたように、この事業は、確かに学校教育は市町村が実施する事業ですけれども、文部科学省や北海道教育委員会が言っているのは交付税で措置をしていると、それがなかったら市町村判断でいいのです。国が財政措置をきちっとしているのに、市町村がしないというのはうまくないよということを言っているのです。今の教育次長の判断のように、実施するのは市町村です。そういう交付税措置がされていない場合、実施するかしないかは市町村の判断で結構ですけれども、今回の場合文部科学省や北海道教育委員会が重視しているのは、きちっと国の交付税措置がされているにもかかわらず道内の市町村で実施していないのが、今市の話は聞きましたけれども、町村ではかなり実施されているところがあるのですけれども、ですから道内の市町村の4割近くは実施しておりますし、これから来年度から実施する市町村もかなりあるのですが、ほかの市が実施していないからと横目で眺めながら、うちの市町村をどうするかというふうに検討するのはうまくないと、これは必ず市長部局とよく相談して実施しなさいと言っているのです。もし実施しなければ、再度通知も出しますよ、そこまで北海道教育委員会は文部省の指示を受けて言っているのです。ですから、皆さんはほかのことは文部科学省や北海道教育委員会の言うことはそのとおりよく聞くのですけれども、なぜこのことだけこれだけ強い道教委や文部科学省からの指導があってもやろうとしないのか、これは財政当局の市長部局に問題があるのかどうか分かりませんが、そこまで厳しく言われているのです。財政は市長さんが握っておられるけれども、これは絶対財政措置しなければならないのです。ですから、今は全道でも少ない市町村ですけれども、来年度からの実施に向けてほとんどのところで検討始まっているわけですから、私は一番後回しになるのではなくて、どうせ実施しなければならないわけですから、今のうちに実施をすべきだというふうに思うのですけれども、もし実施しなければ再度文書を出しますということまで言っているのですけれども、それでも来年度から実施する考えはないのですか、改めてお伺いします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 今ご質問の中で来年度からという部分のところもお話ございました。また、国のほうで財政措置をしているというお話もございました。国から確かに財政措置として交付税として交付されてございます。この交付税措置がされるようになったのは平成17年からの交付税措置でありまして、従来この制度につきましては国からの補助事業という形で2分の1の助成をいただいて実施をしていたところでございますが、今交付税措置をされている部分につきましては、23年度の決算で申し上げますと小中合わせて331名の児童生徒に対して就学の援助を行っているわけでございますが、総額で2、

748万9,908円となっておりまして、このうち交付税措置をされているという部分につきましては、これは要保護の世帯もちょっと含まれている部分もありますけれども、全体では691万8,000円ほどということで大体25%程度ということになってございます。これは、制度改正によって国でクラブ活動費ですとか、そんな部分も含めてということで、当市は今のところ実施してございませんけれども、総体に対して交付税の占める割合が25%程度という形になってございます。

それ以前、21年度の部分においては決算額で2,581万9,000円ほどだったのですが、交付税措置については412万1,000円ということで16%程度の交付税措置というようなことで、国の制度の部分については手厚いというような地方に対する財政措置とはなっていないというようなことで、道内各市それぞれ進みぐあいが進んでいないというのは、こういった制度として安定的に将来を見据えた中で運営をしていくという部分の中ではしっかりと、認定を受けていない世帯とのバランス、あるいは今認定をしている世帯の状況ですとか、そんな部分を勘案しながら慎重に判断をしていかなければならない問題であるということで、これがなかなかほかのまちでも進んでいないというような状況でございます。

来年度に向けてということでございますけれども、今申し上げられるのは、もうちょっと時間をいただいて慎重に判断をさせていただきたいということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 先ほど申し上げましたように、確かに交付税措置されても交付税の中身は今お話あったとおりですから、そういう問題があるとすれば、国に対してきちっと交付税措置をしなさいと、もっと増額せということを要求していくことと、このことはちょっと違うのです。クラブ活動費もPTA会費も生徒会費も含めて交付税措置されたら。それは次長言うようにその額が少ないとかパーセントが低いとかというのはあるでしょうけれども、国の考え方はきちっと交付税措置をしているよということで、今受けていない人とのバランスとかというふうに言われましたけれども、文部科学省や道教委は生活保護を受けている人とのバランスのことを物すごく強調して、生活保護を受けている方はきちっとそれは支給されているのに準要保護の方は支給されないというのは法律の趣旨からいってもおかしいですよ。だから国も財政措置もきちっとしたし、市町村でも実施に向けて検討してほしいと。

24年度までは先ほど教育次長が言ったような状況で、実施している市は少なかったのですが、これは25年度からも実施をしない市町村については北海道教育委員会は再度実施するよう要請するというふうに道議会でも述べておりますし、ぜひ実施していただきたいというふうに言っておりますので、私はこの事業は必ず実施しなければならない事業だと思うのです。いつまでも実施しなくていいということにならない。北海道

で三十何市ありますけれども、どうせしなければならないのであれば、今3市だから、まだ少ないからと横目で見ている30番とか35番目になるよりは、私はやっぱり早く、どうせしなければならないことですから、実施すべきだと。ですから、25年度に実施するお考えはないのかというふうにお伺いしたわけでありまして。一年でも早く取り組んでいかなければならない事業なのですから、私も今回先ほど言いましたように決算委員会とか予算審査のとき、しつこいかもしれませんが、改めて質問したのですけれども、この事業はほかの事業と違ってそういう事業として文科省や北海道教育委員会が位置づけておりますので、今お話ありましたけれども、来年度の実施に向けてぜひ慎重に検討というのですから、本当によく検討していただきたいと考えております。

時間の関係ありますから、この問題はまた別の機会に質問させていただきたいと思えます。

次に、就学援助事業の拡大についても2点ほどお伺いしますが、北海道教育委員会は就学援助制度の趣旨及び申請手続の保護者への周知の徹底と、年度途中においても必要な援助を行うよう柔軟な対応を求めています。砂川市の場合年度途中でも申請を受けているのか。あるいは、周知については前に質問したときは、学校に入るとき、それから年度初めには周知をしているというのですけれども、それだけでは不十分なので、年度途中からもきちっと受けられるようなことも含めて周知をなさйтеと言っておりますけれども、その辺の砂川市の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 準要保護制度の周知の部分でございますけれども、新入学児童あるいは在学しているそれぞれの児童生徒の皆さんには、年度当初そういった部分で周知をさせていただいております。できるだけ制度の内容としてわかりやすくというようなことで、標準的な世帯構成と収入金額などもお示しをして周知をさせていただいております。また、年度途中の対応の部分でございますけれども、これらにつきましても学校には、それぞれ就学に支障を来しているというように考えられる児童生徒については、そういった部分についても対応しておりますというようなことをお話しておりますし、またさらに給食費などの徴収ということで、その世帯の状況で滞っているような世帯の部分についてはそれぞれ調査をさせていただいて、こういった制度がありますよというようなことで周知徹底を図っているところでございます。特に改めて年度途中の対応の部分については年度当初の部分にはございませんけれども、そういった形の中で年度途中に就学が困難なような状態に陥った世帯ですとか、そんな部分につきましては柔軟にそういった部分に対応しているということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 端的に聞きますけれども、年度途中でもいいということですね。道教育委員会が改めて指示出したというのは、年度当初は受け付けるけれども、年度途中では受

け付けていないところもあったので、そうでなくていつでも受け付けなさいという、柔軟な対応をなささいという指示なのですけれども、そのとおりだというふうに受けとめてよろしいのですか、最後確認いたします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 そのとおりでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 もう一点お伺いしたいのは、修学旅行費は児童生徒が必要とする時期に速やかに給与するように道教委も求めているのです。それで、いろいろ現状を聞くと、支給が修学旅行に行くときに間に合わなかったとか、お金が。ですからちゃんと修学旅行に行く前に保護者にきちっと支給するようにということで道教委は改めて支給を勧めるけれども、砂川市の場合は実態として修学旅行に行ってきたからお金が出たりする状況はないのか、準備がありますので、修学旅行に行く何日か前に支給されているのかどうかお伺いします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 修学旅行費の部分につきましては、旅行出発2週間前までにそれぞれ計画書を提出していただいております。計画書に基づいて各学校のほうに委任払いをするような形の中で対応をさせていただいております。ただ、この修学旅行費の支給の部分につきましてはそれぞれ実施報告が上がってきた段階で支払いをするというような形になっておまして、事前の対応という部分のところにつきましては、準要保護世帯、各学校でそういった部分につきましては、事後の精算になる部分ということで立てかえすとか、そういった部分には支障があるような形にはなっていないということで考えてございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 今回の北海道教育委員会の文書の中にこのことも触れられておまして、結局年度途中でもきちっと柔軟に対応してくださいということと、それからもう一つは修学旅行費について修学旅行に行く前に支給しなければ、これは意味がないのだけれども、ところがここら辺がちょっとよくわかりませんが、後から支給されたのでは、お金は入ってくるけれども、お金が必要な保護者に対してはよくないので、きちっとその辺を配慮して現状の改善をなささいという中身で支出をされていると思いますので、ぜひその辺の実態をつかまえていただいて、道教育委員会の指示というか、指導方針に基づいて修学旅行に行く前に保護者にお金が渡るように取り組んでいただきたいと思います。その点だけこの点では最後にお伺いします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 この辺につきましては、修学旅行に行く、そういう子供たちに実際的にそういう影響を与えないような形でしっかりこの辺については対応してまいりた

いということで考えてございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 次に、2つ目のいじめの実態と対応策について再質問させていただきます。

詳しくご答弁をいただきましたのですけれども、答弁の中にもございましたように、いじめは人間の尊厳を傷つけ、長期にわたって相手の心身を痛めつけ、大人になってもその心の傷に悩み続けておる方もいまして、ましてや大津市や札幌市などの事件のようにみずから命を奪うというようなことは、私も二度と繰り返してはならないし、いじめは絶対に許されないことだと思っておりますが、1つは、今国会でも議論になっておりますけれども、いじめの新しい定義と申しますか、これまでもいじめ、いじめと言っていたのだけれども、最近のいじめはまたいろいろ中身が変わって、いじめの新しい定義というのが国会でも議論されたり、文部大臣もいろいろお話をされているようですが、これについてもしお考えがあれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 土田政己議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○副議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

土田政己議員の質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 ご質問のございましたいじめの定義に関する部分でございますけれども、現在のいじめの定義につきましては、平成19年に規定をされておりまして、その中では児童生徒が一定の人間関係にあるものから心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものという形で定義をされております。それ以前の定義につきましては、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものということで、これは多くのいじめの問題を契機といたしまして現在の定義に変わってきているということでございます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 今教育次長からお話あったとおりであります。それで、昨日も教育長から教育行政報告ありましたように、砂川市が5月から6月にかけて教育委員会独自で行ったいじめ調査の結果、特徴がきのうその中心、少しの部分だけ報告ありましたけれども、新聞には詳しく報道されたりなんかしておりますけれども、先ほど次長から答弁ありました今回の文部科学省が行った調査と調査内容が違うのか同じなのか、ちょっとわかりませんが、5月、6月に行った調査ではすごく、いじめられたことがあるという子供は昨年度よりも倍近く、新聞報道では倍近くふえているというふうに言われて、人数を見て

私自身もびっくりしたのですけれども、今回は7.9%というような報告なのですけれども、そのときの春に行った調査と今回の調査との違いとか、調査方法が同じ項目なのかどうか分かりませんが、特徴的なことで違いとか何かあるのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 いじめの実態調査でございます。文科省から緊急的に、いじめにかかわる全国的な小中学校の状況をということで調査をされております。調査の設問につきましては、調査時点の違いはありますけれども、基本的に、あなたはいじめを受けていますか、今もそれは継続していますか、その内容はこういった形ですかというようなことで、この調査の内容につきましては大きな部分で違いはございません。ただ調査時点の違いということになります。ただ、北海道の場合につきましては、このいじめの実態調査の部分につきましては一昨年から実施をしてございまして、今回文科省のほうで国全体で調査をするということで、これについて取り組みを実施したということで、昨年の例で申し上げますと道教委のほうで調査をした部分につきましては春先、6月と、それと11月ですか、年2回そういう調査を実施しておりまして、今回の文科省の緊急調査の部分につきましては11月に予定をしている部分を前倒して国の調査にあわせたというようなことでございます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 そこで、まず調査の方法についてちょっとお伺いするのですけれども、1つは、記名方式なのか、匿名方式なのか、先ほどのご答弁では何かわかったから対応されたような話しされていましたが、そうなれば記名方式なのかなとも思うのですけれども、記名方式なのか、匿名方式なのか、その点ちょっとお伺いします。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 記名をしていただくような形での調査様式になってございます。記名方式による部分です。基本はそういった形で取り組んでおります。そういったことによって、事後の対応ですとか、そんな部分のところにも速やかに移行できるような形ということで、そういう形で取り組んでございます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 5月、6月の調査は記名でも匿名でもいいというふうに新聞では報道されていたので、僕は5月の調査と今回の調査の違いはそら辺にあるのではないかなと思うのです。匿名だとある意味では正直に書くけれども、記名になると書かないという、どうか分かりませんが、圧倒的にいろいろな、今回の国の調査は記名方式だということにも今言われましたけれども、もう一点お伺いしたいのは、自宅での回答なのか、学校での回答なのか、それちょっとお伺いします。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 ちょっと誤解があってはまずいのですけれども、用紙には記名の欄を設けておりますけれども、記名を必ずしも強制をするというような形では実施してございません。そういった欄をきちっと設けているということで、記名をしないで回答するというのも可能な方法になってございます。それと、調査の方法でございまして、これにつきましては基本的に学校でそれぞれ記入をしていただいたというように聞いてございます。自宅に持ち帰ってというような部分についてはございません。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 5月、6月に行った調査でもそうなのですけれども、砂川市は学校で行ったと。お隣の滝川市は文書をつけて封筒に入れて、自宅できちっと調査を行ったという違いがあるのです。砂川市は、新聞報道によると自宅の調査から学校の調査に変えたというようなことが報道されておりましたけれども、僕はそれが正確なことをつかむ上でいいのか悪いのかわかりませんが、なぜ自宅から学校に変えたのか。もっと正直につかむのなら自宅のほうがいいのではないかとというふうに私たちは思うのですけれども、その辺のお考えをちょっとお伺いします。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 この調査の部分につきましては、回収率をしっかりと高めたいというような思いがございました。家庭に持ち帰って保護者のそういった部分も含めてというような考えもあったのですけれども、先ほど申し上げましたけれども、何とか回収率、子供たちのそういう声をしっかりと受けとめてまいりたいということで考えておりますし、またいじめの対応といたしまして、やはり日常的に子供たちと接している時間が多いというのは家庭という部分でございまして、それらのいじめの兆候ですとか、そういった場合があったときには学校のほうにしっかりと情報提供いただくというような形の部分につきましては、別途それぞれ学校のほうで対応をしていただいているという状況にございます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 次に、背景と対応策、今も教育長にちょっとお伺いしたいのですけれども、大津市の自殺事件、今度の札幌のことも本当に残念な事件があるのですけれども、なかなかいじめの実態を学校でもきちっとつかめないという点の一つには教員の多忙化があるのでないと言われておりますし、また後で申し上げる教員の評価、学校評価の仕組みにも原因があるのでないかというふうなことも教育専門家の方も言われていますが、1つは今いじめの増加がある背景について市の教育委員会としてどんなふうにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 これは、非常に難しい問題であろうかと、そのように考えてございます。先ほど申し上げましたけれども、子供のいじめを撲滅するというような観点からいたしますと、やはり子供の倫理観あるいは規範意識ですとか、社会性というものをし

っかり育てていかなければならないということをごさいます、これは学校でもそれぞれ学校教育全体の活動を通してそういった部分にかかわって子供たちの教育という部分も行ってるところをごさいますけれども、これは家庭の協力あるいは地域の皆さんの協力というものがやはり重要になってきているということで、今の現状の社会の中ではそういった部分のところをもっと、こういう難しい社会情勢の中ですので、そういった部分をしっかり協力をもらいながら、子供たちにそういう倫理観あるいは規範意識、社会性、こういったものを育むための取り組みに協力いただくということが重要になってくるのかなということで考えてごさいます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 教育次長がおっしゃるとおりなのだけれども、いずれにしても学校、家庭、地域と、これは教育の問題でも非常に大事な部分ですから、おっしゃるとおりなのですけれども、それは具体的な対応をしなければ、そのことを幾ら繰り返したってならないので、そこで国会でも議論になっておりますように文部科学大臣も教員の多忙化を認めているのです。教員自身がほかの仕事で忙し過ぎて、子供と触れ合う時間が現場ではないのですから、教員の定数の改善もしなければならぬとまで国会答弁されているのです。そして、もっともっと教員が日常ふだんに子供たちと触れ合えて、そして今次長言われたように倫理観をすると同時に、子供の異変に早く気がついて対策がとれるような状況にしなければいけないということで、教員の多忙化を教育現場の問題として文部科学大臣も認めて、教員の増加をしなければならぬというふうに言われていて、私たちも話を聞くのですが、大変忙しい状況だというのが、それで大臣も余り報告づめというのが多過ぎて、何でも報告求められるから、教員は子供に触れ合っているよりも報告書をつくったり、そういうことに時間がとられ過ぎていると。もっともっと子供たちと触れ合える、特に担任の教師は触れられるような状況をつくっていく必要があるというふうにも述べておりますし、それから地域の皆さんの関係でいえば、文部科学大臣は地域の住民の方々のボランティアによる学校の支援が必要だと、そういう仕組みをそれぞれの地域でどうつくっていくかということが非常に大事なことだというふうにも言われているのですけれども、市の教育委員会の対応策としてそれらの点についてどうお考えなのか。また、道教委は、先ほど言いましたように、初回の質問で言いましたように、専門班を設けて、そして検討するというようなことも言われておりますが、その辺についてはどうお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 教員の皆さんの業務の部分については、私どもも地域の期待、そういった部分に応えるために努力をされているということで、その業務の部分については大変多忙であると、そういう部分で認識をしてごさいます。議員さんから今ほどご説明ありましたけれども、専門員あるいは教職員定数、こういった部分のところについては

ひともそんな部分で国のほうで手厚く実態に即したように措置をしていただければと、そう願っているものでございます。また、教育支援に係るボランティアの部分でございますけれども、これにつきましてはいち早く砂川市のほうでは学校支援地域本部事業という部分に取り組んでおりまして、少しでも教職員の皆さんの負担を軽減するために地域の皆さんの協力をいただいて、支援できる、サポートできる、そういう形を目指して取り組みを進めているところでございますので、その辺のところについてはご理解を賜りたいと存じますし、今後におきましてもそういった部分の地域の皆さんの協力をもとに、学校の支援に努めてまいりたいということで考えております。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 6年前に起きた滝川市、あるいは福岡県での事件のときも議論をさせていただきましたけれども、今回も残念ながら大津市とか札幌市でこういった自殺事件というのが起きたので、砂川市でこういうことが絶対に起きないように、私たちも地域の皆さんと一緒に全力を尽くしますけれども、教育委員会も挙げて努力をしていただきたいということを申し上げて、時間がありませんので、この点は終わります。

最後に、教員評価、学校システムについてお伺いをいたします。文部科学省が全国で教員評価、学校評価システムを実施しておりますけれども、教員評価システムはランクづけではないというふうに言いましたけれども、実際には教員をランクづけして処遇や給与に反映させるという仕組みであります。ですから、教員の評価を能力評価と業務評価を行うという仕組み、さっき答弁がありましたようになっておりまして、結局学校現場におろされてくる数値目標の達成にどれだけ貢献できたかということで評価されるという仕組みになっているのです。例えば自分のクラスは学力テストの点数がどうだったか、ここで評価される。有名学校への進学数などはどうだ、これで評価される。こういう短期的な目標で評価されて、教員を数値目標で縛って、先ほど言いましたように、いじめの報告など子供などの命の尊厳にかかわる仕事よりも数値目標のほうが大事だと、これを強制する仕組みがこの評価システム。ですから、教育の評価というのは本来短期的な数値で出せるものではないというふうに思います。その点についてのお考えもお伺いしたいのですが、同時に、短期的評価が横行すると思いついて命の尊厳にかかわる問題や子供たちに本当に寄り添って子供を教育するという、その仕事を邪魔することになるというふうにも言われているのです。この点では、文部科学大臣もそのことは認めていらっしゃいます。だから、そういう点で学校評価にいじめがないかも含まれているとも言われておりますけれども、もう一点お伺いしたいのは学校評価に各学校のいじめがあるかないかの評価も含まれているのかどうかお伺いします。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 評価の部分でございますけれども、議員さんのご質問にありました評価をして給与の部分まで反映するのだという部分のところにつきましては、これは

別、そちらのほうには反映しないという形になってございます。教職員の評価の部分につきましては、先ほどご答弁申し上げましたけれども、年度当初にそれぞれ自分が学校経営、学校運営にかかわって、それぞれ教職員個々が自己で目標を設定していただきまして、それに対してどうだったのかというようなことで、これは学校の教職員の評価の部分については教頭先生、あるいは校長先生とそれぞれ協議をしながらそういう評価をしているというような形でございます。また、学校評価の部分でいじめの件数がどのようというような具体的な評価という部分にはなってございません。その部分については、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 時間がありませんので、次に北海道教育委員会が進める勤務実態調査、情報提供制度についてお伺いいたしますけれども、先ほど言われましたように2010年度から教職員の服務規律に関する実態調査が実施されておりますし、昨年から職員給与適正執行に関する調査が行われております。この調査に、道内の実態見ると授業中に学校の先生が呼び出されて調査をされたということがあって、授業軽視、生徒軽視であり、授業に支障を与えないようにすべきだという声が学校側からも出されているというふうに伺っておりますから、道内では対象者が全部で2万人近く調査対象になっているというふうに伺っていますが、砂川市内ではそんな実態があるのかないのかだけお伺いします。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 この調査の部分の発端といたしましては、前回の衆議院選挙の部分で教職員の法令違反を発端といたしまして、それぞれ文科省あたりでも日常の勤務の状況ですとか、そんな部分について調査をすべきということで調査を行ったわけでございます。当市の状況の部分につきましては、休業期間中の研修ですとか、そういった部分のところで何点か指摘はございましたけれども、それらにつきましてはしっかり結果をもとに私どものほうでも各学校に指導して、服務規律の徹底という部分のところについてはそういった取り組みを実施していただいているということでございます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 今地方の教育委員会の関係者からもこんなやり方おかしいという批判の声が上がって、私たちも聞いています。上がっているのです。教育現場に混乱を持ち込む勤務実態調査と情報提供制度は直ちに中止して、自由な雰囲気の中で伸び伸びと子供たちが勉強できるように、そういう子供たちの声に耳を傾け、教育長が教育執行方針で述べられているように一人一人の子供を大切にすることを進めていただきたいというふうに私は願っておりますけれども、最後に教育長の所見をお伺いして質問を終わります。

○副議長 飯澤明彦君 教育長。

○教育長 井上克也君（登壇） 道の制度であります。背景といたしましては服務規律の関係で不適切な部分があったと、平成21年の特に衆議院選の結果から道教委、そし

て文科省、会計検査員のほうで調査を行ったという経過があります。いずれにいたしましても、子供たちのためには保護者、そして地域の信頼を得た中で、信頼関係をしっかりと構築した中で学校の教育活動を進めるといのが子供たちにとって一番幸せなことだというふうに思っていますので、いずれにしても教職員自身が法令遵守でありますとか、服務規律の徹底でありますとか、そういう範を見せるということも子供たちにとって大切なことというふうに考えておりますので、先生方がこういった制度があるので、ふだんの行動、活動が萎縮しているというような状況にはないということでご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員（登壇） 一般質問を行います。私は、大きく3点についてお伺いをいたします。

まず、第1点は、宮川団地の現地建てかえ中止についてであります。宮川団地は、昭和46年から50年に建設され、41年が経過している公営住宅です。平成18年度に策定された砂川市公営住宅ストック総合活用計画では、平成26年度から5年間で74戸現地建てかえが行われる計画でした。ここには高齢者専用住宅である豊栄団地26戸の用途廃止対策も含まれています。しかし、ことし3月に策定された砂川市公営住宅等長寿命化計画において、宮川団地の建てかえが中止されました。そこで、以下について伺います。

まず、1点目、なぜ宮川団地の現地建てかえ計画が中止されたのか。

2点目には、長寿命化計画によると宮川団地は10年後に用途廃止される豊栄団地と合わせ151戸を宮川団地の56戸とし、その後5年間でゼロにするとありますが、現在入居されている住民の具体的な移転方法についてを伺います。

大きな2点目には、今後の公営住宅についてであります。長寿命化計画において、今後20年間は新しい公営住宅の建設は示されていません。昭和56年の新耐震設計基準以前に建てられた東町団地、寺町団地は既に30年から36年経過し、4階、5階建てでありながらエレベーターも設置されていません。今後ますます公営住宅に対する需要と供給のミスマッチが拡大していくと考えますが、以下について伺います。

1点目、古くなっていく公営住宅の具体的な維持・管理の方法について。

2点目は、国の補助を使わない市独自の公営住宅を建てる考え方についてであります。

最後に、大きな3点目として、超高齢社会への住宅施策についてお伺いをいたします。今後砂川市では高齢化率が40%を超え、現在でも高齢者の単身世帯が平成22年度国勢調査によりますと1,233世帯あります。そのうち持ち家の方が730人になります。高齢夫婦のみや単身で一戸建てに住む方々から、子育てが終わった家が広過ぎて、除雪するのももう限界。しかし住みなれた砂川にはいたいが、どうすればよいのだろうと尋ねられることが多くなってきました。このような問いかけに対して、砂川市はどのような住宅施策で応えるのかをお伺いをいたします。

○副議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 私から大きな1、大きな2、大きな3の質問にご答弁申し上げます。

初めに、大きな1、宮川団地の建てかえ中止についての（1）、なぜ宮川団地の現地建てかえ計画が中止されたのかについてご答弁申し上げます。公営住宅法が創設されて以来、量の確保から質の向上へと方向転換を図りながら建設を進めてきた公営住宅は、浴室のない時代からユニットバスの設置、台所、洗面、浴室の3カ所給湯、バリアフリー化など、公営住宅整備基準に高齢者対応基準が加えられ、質の向上へと着実に歩みを進めてきたところでもあります。しかし、昭和40年代に大量に建設、供給された公営住宅の建てかえは、各地方公共団体の厳しい財政状況により困難が予想されたことから、ストック重視に移行し、平成12年度のストック活用総合計画及び全面的改善事業の創設により、建てかえ事業を選択するか、建てかえによらない改善事業を選択するかを各団地の住棟ごとに判断し、建てかえ事業を調整し、取り組みが行われてきたところでもあります。

このような中、砂川市においても平成13年度に砂川市公営住宅等ストック総合活用計画を作成し、建てかえ、個別改善、維持保全、用途廃止など公営住宅の総合的な活用方針を定めたものであります。その後平成18年度に計画の見直しを行い、さらに段階的な計画として平成21年度に策定した砂川市公営住宅等長寿命化計画で、宮川中央団地の屋根・外壁改善工事、東町団地灯油集中配管工事などの長寿命化型改善事業を位置づけし、平成23年度に現在の砂川市公営住宅等長寿命化計画を策定し、公営住宅の将来供給目標戸数と改善事業等の事業計画を定めたところでもあります。計画は、平成24年度から平成33年度までの前半10年間を計画期間、平成34年度から平成43年度までの後半10年間を構想期間とし、おおむね5年ごとに計画の見直しを図っていくものであります。

これらの計画の中で、将来の公営住宅供給目標量については、砂川市の最上位計画である総合計で目標とする将来人口や国勢調査の世帯状況などをもとに設定しているものであり、人口推計については第5期総合計画では人口増加を考えていた目標人口でありましたが、第6期総合計画では人口減少傾向を踏まえ、将来人口を1万7,000人としたところでもあります。このことから、平成23年度末の管理戸数1,542戸から人口減少による世帯数の減少率を乗じて算出した場合の平成33年度における必要な公営住宅の供給目標量は1,419戸と推計したところでもあります。また、その後の10年間では急激な人口減少が予測され、平成43年度の供給目標量は1,228戸と推計されるところでもあります。これらの公営住宅の管理戸数の目標量が減少することに伴い、空き家が発生してきますので、現在の管理戸数1,542戸から建設年度の古い公営住宅を除却し、あわせて既存の公営住宅を維持管理しながら活用し、平成43年度に推計されている最少で73戸、最大で191戸の空き家対策にそなえていく必要があります。以上のことから、人口減少社会を見据え、公営住宅の適正な管理戸数を検討した結果、宮川団地の現地建てかえ計画は中止して、既存住宅の活用により対策を講じる判断としたものであります。

次に、大きな1の(2)、現在入居されている住民の具体的な移転方法についてご答弁申し上げます。砂川市公営住宅等長寿命化計画に基づき、宮川団地及び豊栄団地の入居者に対し、住みかえに関する概要の説明会をことしの6月に開催したところであります。説明会では、移転料の支払い、住みかえ後の傾斜家賃の適用及び住みかえ先の各団地の概要などについて説明したところであります。具体的な住みかえの方法としては、住みかえ入居者に対し、移転先、移転の希望時期、希望する階や間取りなどに関する意向調査を毎年度実施していく計画であり、住みかえ希望先の空き住戸の状況にもよりますが、意向調査の結果に基づき、希望された住みかえ先が空き住戸になった時点で新規申込者との調整を図りながら、できるだけ優先的に入居していただく考えでありますが、住みかえには長い年月を要することから、住みかえ先や時期等の意向を十分に伺いながら、入居者の皆様のご理解とご協力をいただきながら取り進めていきたいと考えております。

次に、大きな2、今後の公営住宅についての(1)、古くなっている公営住宅の具体的な維持・管理の方法についてご答弁申し上げます。砂川市公営住宅等長寿命化計画では、中層耐火構造で耐用年数の長い市営住宅の長期的な活用を図る住棟において、屋根のふきかえ及び外壁の塗装などを行うことによる耐久性の向上を図る長寿命化型改善及び灯油の集中配管を行い、住棟設備の機能向上を図る居住性向上型改善、さらに住戸内の段差解消などや共同部に手すりを設置し、バリアフリー化を図る福祉対応型改善の工事を計画的に行うこととしており、現在順次事業を進めております。その他日常的な維持管理については、入居者からの随時申し出による個別の修繕のほか、退去時についても状況に応じた修繕を行っており、今後も定期的な点検を実施し、予防保全的な修繕を進め、居住性、安全性の維持向上を図っていく考えであります。

次に、(2)、国からの補助を使わない市独自の公営住宅を建てる考えについてご答弁申し上げます。砂川市公営住宅等長寿命化計画で定めた方針により、石山団地の建設を除き、今後20年間の期間の中では新たな公営住宅の建設は予定していないところでありますが、仮に補助を受けないで公営住宅を建設する場合には、整備基準によらない住宅の建設が可能かと考えます。しかし、補助を受けている場合には、入居後の家賃補助や改修工事等も補助金の対象となっておりますが、単独の場合にはこれらが対象外となることから、建設費の償還や維持管理費を全て家賃収入で賄うことになり、高い家賃設定が生じ、公営住宅の目的である低額所得者のための住宅からかけ離れることになるため、単独の公営住宅の建設は考えておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、大きな3の超高齢社会への住宅施策についてご答弁申し上げます。砂川市では、高齢者の方が現在入居している住宅で安心、安全に暮らしていただけるように、高齢者等安心住まい住宅改修助成事業を行っております。この助成事業は、高齢者の方が居住している住宅内の転倒等による事故を防止するため、手すり設置や段差の解消、滑りにくい床材への改修工事に係る費用の一部を助成するものであります。また、持ち家の維持管理

が困難になり、売却等を検討する場合にはすながわ・ハートフル住まい（空き地・空き家）情報提供事業を行っており、寄せられた空き地、空き家の情報を市ホームページ及び建築住宅課窓口を利用して購入及び賃貸希望者に紹介し、住宅等の需要、供給に役立てていただいております。持ち家を処分した後砂川市に住み続けたいという方につきましては、収入要件など一定の条件がありますが、公営住宅の入居が可能となっており、当市の主な公営住宅につきましては、1階住戸及び共用部に手すりの設置、段差の解消など高齢改善を行っており、高齢者の方が入居の申し込みをされた場合、空き住戸が生じた時点で、申し込み状況にもよりますが、優先的にご案内することとしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最初から一問一答で質問していくのですが、今のご答弁が余りにも事務的というふうな感じがします。ここはまさに今人が住んでいる場所の問題です。しかも、高齢の方々が多く住んでいらっしゃる団地のことなのです。今の答弁が全てをあらわしているというふうに僕は思っているのです。平成18年度からつくられたストック計画では、先ほども言いましたけれども、高齢者専用住宅である豊栄団地、現場見に行っても、あそこは水もつくし、それからかなり古くなっています。ほとんどというか、高齢者専用住宅ですから、ご高齢の方ばかり住んでいる。ここはもう用途廃止というのは、ストック計画の中でも示されていきました。では、ここのお年寄りはどこに行くのだ。その当時は、宮川団地を新しくするので、そこに移転をしてもらおう、これは約束事だったのです。宮川団地のほうも平成18年でつくられた計画では、まさに再来年から新しい建物が建っていくと、皆さん喜んで、楽しみにして、年とったけれども、もうしばらく頑張って新しい住宅へ入るのだと、そうやって言われているのです。私も、多分議員の皆さんも、あのストック計画を見ながら住民のところに行ったときには、これ古くなったけれども、いつになったらどうなるのだろうと、石山も南吉野も建てかえになったよねと、うちのこの団地どうなるのだろう。私も皆さんに言いましたよ、26年度から建てかえになりますから、安心してくださいと。ところが、ことしの3月に出た長寿命化計画には何て書いてあるかという、宮川団地の建てかえを中止しますなのです。市長がかわったから、こういう政策になったのですか。私は、そういうふうにはしか思えないのです。余りにも突然なのです。

人口の減少が一番の今回の建てかえ中止の理由と部長おっしゃいました。確かにこれからは人口落ちていくかもしれません。総合計画にもそう書いてあるかもしれません。では、平成18年のストック計画をつくった菊谷市長のときはどうだったかという、この年度というのは平成17年に合併協議会が解散しているのです。砂川市は、単独で頑張ってやっていかなければいけない。ここにいる今の市長がまさにいろいろな財政改革を行って、いろいろなサービスを切っていった、この時代なのです。でも、この宮川団地の建てかえだけはきっかりとしていこうと考えたのがこのストック計画なのです。そのときも合併協議

会のとくにさんざん議論してきたのは、これからの人口というのは絶対落ちていくのだと、そういうふうに行われている中での平成18年のストック計画でした。では、それと今の24年とどこがどう違うのか、財政的なことは市長に言うのも本当に申しわけないぐらいに思うのですが、このストック計画、宮川団地を建てかえるというこのときです。18年の予算の概要は歳入不足が5.5億円だ、基金残高はもう少しで7億5,000万だと。つまりとても厳しい状況の中でも宮川団地はやはり全体の計画から考えていったときに建てかえなければならないという計画を立てたのです。宮川団地建てかえが中止になった今のこの時点ですけれども、これから平成23年度の決算もまたやりますけれども、4億円の繰り越しがあります。プラス基金はどのぐらいになったかといったら、18億を超えました。これでもまだ宮川団地をやめるのでしょうか。この宮川団地の中には本当に高齢世帯が多いのです。しかも、豊栄団地を含めて低所得の方々が多く入居されています。これから人口は減少していくというお話でしたけれども、この計画を見ていくとただ単純に人口が落ちていく計画になっているのです。そこには第6期総合計画の話も出てきましたけれども、我々は1万7,000人でこの計画を認めるけれども、この現状維持、あるいは幾らかでも人口をふやすような施策をしっかりととりながら今後の第6期総合計画を頑張っていってほしい、これは議会が変更してもらって、そういうふうな文章になったのです。まさに今のこの話が人口減少を食いとめたり、幾らかでも人口をふやすためのお話なのです。

高齢者専用住宅の26戸をつぶして、これからの宮川団地、高齢化率が高い宮川団地を建て直しをしないでそのままにしておいて、だんだん、だんだんそこから出ていってもらうような方向性をとっていくということ自体が、今後ふえていく高齢者が一体どこに行けばいいのかという問題にもつながっていきます。それと、もう一つは、今いる方々がどこに今後移っていけばいいのか、特に一番影響が大きいのは豊栄団地だと思うのです。高齢者専用の豊栄団地の方々が今一体どこに移っていけばいいのだろうかという問題、これは宮川団地の方々にも同じように考えなければならない問題です。

まず、ここで質問したいのは、さっきのただ単純に人口の減少だけが第一でということで、本当に市長はそれだけで今回今まで約束してきた宮川団地の建てかえ74戸をばさっと切るだけの根拠なのかどうかということなのです。そこをまず1点伺いをするのです。

それから、これから先住みかえの意向調査をしながら、できるだけ優先にというのですけれども、一体どこに行けばいいのですか。例えば今すぐ出ていくからと言っていったときに、あいている場所って一体どういう場所があるのか、ここを教えていただきたいと思っています。

○副議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 今のご質問でございますけれども、先ほども答弁させていただいたのですけれども、今回作成しております公営住宅等長寿命化計画、この人口推計につ

きましては第6期総合計画、1万7,000人の人口で推計してございます。平成18年度に作成いたしました公営住宅等ストック総合活用計画につきましては、第5期総合計画の2万2,000人というふうなことで人口を推計してございます。第5期総合計画から第6期総合計画、1万7,000人ということで減少すると、この数字をもとに今回の計画を出してございます。将来的には、10年後、20年後には最大で191戸の空き家が出ると、そうしたときには他の公営住宅が相当あきが出てくると、そうしましたら維持管理費も相当かかってくる。考えるのは、現団地でございます宮川団地、豊栄団地を除くほかの12団地、これは耐火構造になっておりまして、耐用年数も70年というようなことで、まだまだ利用できる住宅でございます。これらの住宅を活用して、今後公営住宅の維持管理を行っていききたいと、このように考えている次第でございます。

それと、今回豊栄団地、宮川団地の人が住む場所というふうなことでございますけれども、これにつきましては平成24年度で終了しております高齢改善工事、これは北光団地等々で行われてございますけれども、これにつきましては全部で320戸改善工事を行っております。また、高齢者専用住宅では、もう既に建設終わっております南吉野団地等々で33戸、またそのほかには石山団地等で、今建設途中でございますけれども、この団地につきましてはユニバーサルデザインと、このような形になっておりまして、総体では約490戸の高齢者の対応ができるような公営住宅でございますので、こちらのほうで対応していただきたいと、このように考えてございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ぜひとも私は市長に、前市長が18年に決めたこの宮川団地を建てかえるというものと、それから市長が新しくなられて24年でこの宮川団地をなくするという点について、今の部長の答弁だけで十分だと思っていらっしゃるのかどうかという点をまずお伺いをしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○副議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 市長にということでございます。なかなか計画というものは難しいもので、それに対して今ここで余り言うつもりはございませんけれども、やはり総合計画というのは議決を得る市の最高の計画であると。人口要件は議決事項に入っていないというふうにも聞いてございますけれども、あくまでも水道もそう、下水道もそう、いろんな公共施設、住宅も総合計画の人口をもとに、上位計画ですから、その下の計画はみんなそれに倣っていくと。そのひずみがあちこちで過大施設なり、いろんなものを生み出してきたというのも事実です。だから、私は、そんな人口推計、夢も希望もというのはわかるけれども、それに基づいて下水道計画なり水道、水道はもうできてしまいましたからどうしようもないですけれども、そういうことをやってはいけない。あくまでもある程度実態に近いところでやっていただきたいというのが、私は第6期総合計画途中で退職をせざるを得ませんでしたけれども、総務部長でいるときに菊谷市長に言ったのは、そうい

う思いで、人口についてはきちんとやらないとほかの下位の計画に全部影響してくると。過去のことはそれで大分議会的にももめてきたし、小黒議員もご承知のとおり、いろんな問題でひずみが出ていたと、それは砂川は何とかそれで乗り切っていこうやということもあったと思います。ただ、私はあくまでも第6期に基づいた中でやっていただきたいと。ただ、だから私は建てかえしないと言ったわけではないです。担当のほうから、私が市長になってから話がありました。このままでいくとうちは、砂川市は住宅政策がおくれているのかということ、全道トップクラスの公営住宅の率を持っています。これがいいかどうかというのは、またいろんな論議があります。一番多いのは産炭地です。それは、国が産炭地を潰したことにより国の補助が入って、それを買い取らざるを得なかったと、その中で産炭地は公営住宅を建てたから、45%に達するところもあると、今産炭地の現状はその解体もできないでいると、ほとんどは大部分私は国のせいだと思っていますけれども。ただ、言いたいのは、砂川の率はそこを除くとトップレベルにあると、たしか17.何ぼです。だから、そこが不足しているかといったら、私は不足しているとは思ってございません。

ただ、今回決断した背景には、最後は住宅全体が余ってくると。しからば高齢者にどう対応したらいいのだというのが私の課題でございます。いろいろ取り組み上問題あるでしょうけれども、私は優先的にある程度、建てかえしないといってもその住宅は20年度ほどまだ残るわけですから、いることは可能でございますけれども、私の大きな考えとしては、そういう方たちをなるべく望むような便利な場所に入れてあげたいなど、もし希望するのであれば。過去の話見ていると、いや、私は住みなれたここにいたいという方もいっぱいおられると、必ずしも移転を希望していない方もおられますし、だけれども場所としてはいかがなものかというもでございます。それは担当のほうで誠意を持って話をしながら、建てかえをしなくても既存の中で、私は担当のほうから吸収できるというふうに聞いてございます。それを3階や4階に入れると、そんなことには恐らくならないだろうと、みんな高齢者です。その辺は行政はちゃんと考えてやっていくつもりでございますし、私の思いとしては以上申し上げたとおりで、また次の質問があれば言っていただければというふうに思います。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今現実的にどういう空き状況があるかというところがあるのです。これ見ていくと、待機者のいない空き家というのは24戸あって、ほとんどが5階、4階、3階、しかもエレベーターのないところです。つまり今もうすぐ出ていけと言われて、出ていったとします。でも、高齢者が果たしてエレベーターのない4階、5階にいられるのか。今市長言ったようにまだいてもらってもいいのだ、こういうお話がありますよね、古いあの住宅にどうぞ、どうぞいてくださいと。若い人たちは行くかもしれません。でも、お年寄りにはなるべく住みなれた、あそこ便利などころでもあるから、そこで住んでいたい、こうなっていくたときに、あの1棟4戸の住宅がどんどん、どんどんばらばらになっていっ

てしまうかもしれないわけです。そうになっていって、私は本当に地域のコミュニティが成立していくのかというふうに思うわけです。若い人たちは行きやすいでしょう、けれどももお年寄りはやっぱりにそこに残っていくでしょう。そうなったときに、本当に4戸ある中にぽつんと1戸だけお年寄りが住んでいくという状況がこの数年の間に起こってきてしまうだろうと私は思うわけです。それで本当にいいのかということなのです。それでいいというふうにお思いですか。

○副議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 この住みかえについては、長い年月が必要と考えております。その中で、今議員さんおっしゃるとおり、各住棟ごとにばらばら、まばらな状態になると、こういうのは十分想定されています。そうなった場合、今議員さんおっしゃったとおりコミュニティにも影響ございますし、また防犯上もよくないと、生活環境が悪化するということで、そういう状態になりましたら、入居者の意向を確認しながら集約をしてまいりたいと、このように考えてございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質問を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今お昼前に部長のほうから、団地内の住民を集約することもあるというお話が出たのですけれども、これは本当にそういうおつもりがあるのかどうか、もう一度、ちょっと昼休み挟んでしまったので、確認させてください。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 先ほどの答弁の件でございますけれども、これから15年かけて住みかえを行っていく中では当然各住棟まばらな状態になりますと、そういう状態になりましたらコミュニティもなくなりますし、生活環境も非常に悪くなるというふうなことで、同じ団地内で集約を行っていききたいと、このように考えてございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 その話が説明会のときにも住民から出ているはずなのです。ところが、そのときは何も答えられていないのです。今議会でそうやって部長が答えているのだから、そういう努力はしようというふうにこれからはなっていくのだからと思うのですけれども、そのときは移転料というのは当然同じ団地内でも出してもらえるのかどうかお伺いしたいのですが。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 移転料につきましては17万1,000円でございますけれども、この金額についてはお支払いをしたいというふうに考えてございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 つまりまたその団地から出るときには移転料ということにはなってしまうと思うのですけれども、つまりほかの団地に最終的には移らなければならないから、そのときにはまた移転料が発生するというにはなると思うのですが、でも私はばらばらでみんなが住んでいくよりは、そういうふうにしていったほうがはるかにいいというふうに思っています。

それから、本当に高齢者の方々はもうほかには行けないのだと、結局死ぬまでここにいるなんていう人だっているわけですね。ただ、これも説明会、あるいは個々での話の中での話ですが、修繕どうしてくれるのだろうと当然なりますね。だってもう耐用年数超えた住宅にみんな住まわれているので、修繕に関しては生活する上で最低限の修繕はしますよと、こんな冷たい言い方しているのですけれども、僕はせめて住む上で、今後15年ですよ、やっぱり必要な修繕というのは物置や周辺も含めてきちっとやるということが大前提だと思うのですけれども、部長、この辺はいかがですか。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 先ほど来からお話ししておりますけれども、今後15年間かけて時間をかけて住みかえをしていただくと、その間どうしても事情により現団地にお住まいになられていると、そういった場合には本当に必要な修繕は生活環境に支障のないように、安心して安全に住める、こういう環境を維持修繕したいと、このように考えてございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 わかりました。ぜひそういうふうにしてほしいなというふうに思っています。

次の質問に移るのですけれども、2番は抜かします。

3番目にいきたいと思っているのですけれども、私は今回の3点目の高齢福祉についての話は先ほどの部長の答弁の趣旨ではないのです。もっともっと高齢者福祉としての住宅施策という意味でお伺いしているのです。残念ながら今部長のほうから答弁だったので、私にとっては所管はどっちに転んでいてもいいので、その方向で聞いていきたいというふうに思っているのですが、その方向というのは、砂川市には低所得の高齢者の方が結構多いのです。それは、介護保険料の段階別の収入等を見ていくとわかるのですが、下手するとここでも生活保護とのアンバランスが出てくるような状況が見られるのですけれども、生活保護費というのは大体今高齢者だと120万ちょっと切れるぐらい、住宅扶助も入れるとあるのですけれども、残念ながら先ほどの砂川は6,000人ぐらいの65歳以上の高齢者がいる中で、生活保護の最低ラインぎりぎりぐらいで線を引きますと、こ

れが介護保険料の第3段階というところなのですけれども、ほぼ3分の1、2,000人に当たってくるわけなのです。先ほども言ったように、その中でも持ち家の方々もたくさんいらっしゃる。夫婦2人でやっている分には、国民年金だけであっても何とかやっています。ところが、ここでどちらかが欠けてしまったときに、年金だけで今まで子育てしてきた、そういう家をどこまで維持できるかという、とてもきついです。それで、この家を売ってもいいから何とかしたいと、砂川市内でどこかへ行きたいのだという声は先ほども言ったとおりたくさんあって、今までは公営住宅、特に豊栄団地だとか、高齢者専用の住宅だとか、あるいは宮川団地、やっぱり低家賃で、しかも階が上ではなくてというところが受け皿になっていたのですけれども、残念ながらもう今は募集停止になってしまっているのです。ところが、高齢者はまだまだこれからどんどんふえていくのに、そういうところがなくなってきているのです、今現実的に言うと。ここは大きな問題だろうというふうに、大きな課題だろうというふうに思うのですが、ここで伺いたいのは、今砂川市で自宅を離れて、国民年金満額もらっている人、今だと年間で78万ぐらいになると思うのですけれども、この方々が一体どこで住めるのかということなのです。市民部長、おわかりになりますか、建設部長でもいいのですけれども。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） ただいまの国民年金満額、約78万9,000円ほどですけれども、これで住めるところはどこかということなのですけれども、ただ本人が資産を持っているとか蓄えがあるとか、こういう場合もありますから、全く資産がなくて公営住宅ですとか民間の住宅に入る場合は、これは先ほどお話があったように生活保護でその部分を補填する。あるいは、そうでないほかの収入がある場合には、それを使っただけで生活をしていただくということになるかと思っておりますので、ですから一概にその部分でどこに住めるということではなくて、今までの預貯金あるいは資産の状況と、こういうものを踏まえてそれぞれの立場でお住まいいただくということになるかと思っております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 実は、砂川ではなかなか住むところがないのが現実なのです。福寿園の場合だと、国民年金満額であって、収入によって入るお金が変わってくるので、何とか入れるでしょう。ところが、グループホームなんかはやっぱり10万近く要るし、あるいはケアハウスですらなかなか国民年金だけでは入れない現状があります。もちろん介護付きの有料老人ホームねんりん館とか、こういうところでは12万円から18万円ぐらいかかってしまうし、ほかに民間でいろいろやっている高齢者共同住宅なんかでも食費入れていたら9万2,000円ぐらい通常かかっていってしまうのです。そこで最低限の部分の受け皿というのが、先ほどから言っていますけれども、公営住宅であったのですが、先ほどの話でいけば宮川も建てかえもしない、ほかのところでも何とか対応していくという、こういう状況になっているわけです。何とか住みなれた砂川で住んでいてもらいたいとい

うのは、私ばかりでなくて市長もずっとこれまでも言ってこられたことであるわけで、そういう点ではもう少し高齢者、これからふえていく高齢者に向けての住宅施策というものが必要なのではないかというふうに思っています。福寿園というのは今後なかなか、市長は政策の一つに加えられていますけれども、かなりきつい、難しいのだろうなというふうに思うのですけれども、その辺を質問するわけにはいきませんよね。でも、どこに住むかということになっていったときに、先ほども仮定の話として、つまり福寿園が一番の、もし国民年金だけで暮らしている人にとってみれば最後のよりどころであるというような現状はあるのです。でも、福寿園は相も変わらず満床どころか待機者がたくさんいるという状況になっているわけです。市長、こういう現状を住宅という形で考えていったときでも、では次の住みかをどうしていくのかということは市長も考えられていらっしゃると思うのですけれども、この辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 大きくくりでお答えをしたいと思いますけれども、小黒議員ご承知のとおり、私が今一番力を入れて進めているのは、名称で言えば地域で高齢者を支える仕組みづくり、名称で言えばこうなりますけれども、中身の問題を言えば、従来から私はいろんな町内会に入ったり、いろんな方の話をみずから飛び込んでいって話をしていますけれども、特に小黒議員が言われたとおり、奥さんが一人で持ち家に住んでいる方が結構おられて、男の人もいますのですけれども、男の方はなかなかそういう話はしてくれないと。お母さんたちが正直に話してくれるのは、公営住宅という話は私はたまたま聞いてございません。ただ、窓口には年間一、二件相談に来るという話は聞いてございますけれども、一般的には持ち家の方はお父さんの建てた家には私は最後までいたいと、どこかに移る気はないと、ただ漠然と将来が不安だと。余り突っ込んだ話はできませんでしたが、大概の方は身近なところで大きな不安を抱えている。または子供のことであったり、子供のところに行ける人もいれば、行けない人もいます。

ただ、その中には私はそれ以上難しく入り込まないで、一応トータルでどういうところにニーズがあるのかなというのを気にしております。地域を支える仕組みづくりの中ではこれは包括支援センターと行政の仕事になるのでしょうかけれども、それらの方々のニーズが一体どこにあるのだろうか。そこにいたいという、しかし除雪の問題もあったりいろんな問題がある。その中で政策決定をしていくべきだと。ですから、私は前にも言いましたけれども、除雪は経費がかかると、だから除雪の経費はなるべく抑えようというのが正直言うと従来の考え方だったと。ところが、余りにも高齢化が高まってくると除雪の順位というのは年とともに変わってくるだろうと。だから必要なところにはある程度そのウエートをふやしていかなければならないと、まさにその状況に、時代に応じた中で行政は変わっていかなければならないというのが私のもとの持論ですから、さっきの計画ではないけれども、こううたっているからずっといくなんていう考えは、正直言いますと

私は、ある程度議会の議決受けている事項については遵守しなければならないでしょうけれども、そうでないものについては時とともに変えていくのは当然のこととっておりますけれども、その仕組みの中である程度そういう人たち対象にお話を聞きたいなど。どこにあるのだと、本当に公営住宅を目指しているのでしょうかといったら、公営住宅の人も間違いなくいます。ただ、お父さんの建てた家に最後までいたい。それには広過ぎるといふ話もありました。でも、それはある程度我慢しなければならないでしょう。そうしたら、除雪が次の段階で心配なのだ。でも、それは元気なうちはやりますと、最後家売れるのでしょうか、どうなのでしょう。ある人はどこか施設へ入りたい、ある方は子供のところへ行きたい。ニーズが余りにも広過ぎるから、その辺の状況をつかまないと行政がどうそれを展開していくか、いきなり公営住宅という考えにはなかなか、私の件数ではそんなにないのだけれども、念のために住宅に聞くと、一、二件程度の相談があるということは、ニーズがあるというのは間違いのないというのはわかっています。

それらをこの仕組みができたときに、当然包括支援センターなり行政の担当者も置きますので、それらの状況も把握しながら、ある程度政策決定の判断をしていかないと、今この中でわからない中で公営住宅だ、何だといってもなかなか、私は正直言うと、これは本音で言っているのですけれども、結論を出すのは難しいというふうに思っておりますけれども、いかんせん公営住宅につきましては、他市の例なりいろんな例を見ると余り過大にしてしまうと後でそのツケは違う世代の誰かが払うことになる。ここは従来どおりすみ分けについては要望をちゃんと聞きながら、その人たちの要望を最大限やるのが行政の仕事だろうと。全部は聞けないものもあるでしょうけれども、できるものについては全部聞いてやりなさいと、直すところあれば直してやるし、いたいというのであれば、それは15年ですから、その間いれるだけいていただいたほうがよろしいだろうと、その中から考えていくべきだろうと。だから、まだ公営住宅については、ニーズをつかんだ中では必要ないということになるかもしれないし、必要となるかもしれないですし、その辺の状況はその仕組みの中でいろいろ行政ニーズをつかみながら、私は恐らくいろんな複雑な思いで皆さん方一人でおられると思うのですけれども、住宅を売りたいという方もやっぱり現実にはいましたけれども、国の制度というのは北海道の住宅価格ではなかなか使えないというのがありますから、相場をかなり落として売買というのは可能でしょうけれども、そこを本人納得しないというのも現実にございましたので、そんなのも含めながら、ある程度はどこに政策の力点を置けばいいのかなというのはその仕組みの中である程度考えていこうというのが私のもともとの趣旨でございますので、そういう点で理解をしていただければというふうに思っております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長の立場でだと余り突っ込んだ話というのは、相手も市長を前からですから、なかなかできないと思う。私の場合はかなり突っ込んだ話をされるのですけれども、

本当にもうもてあましてしまっているのです。2人ですら、早く何とかいいところあったら行きたいのだけれども、なかなか行けない。でも、家に愛着があるのは市長のおっしゃるとおりです。ただ、そこですぐ前で漠然とした不安を抱えている。この不安を行政というのはある程度解消していつてあげながら、なるべく元気で老後をとということなのだと思うのです。その終極の安心感というのは、市長もやろうとされているけれども、なかなか難しい福寿園みたいな施設なのだと思うのですけれども、ただその前の段階で必要なことがあると思うのですけれども、私は一つの新聞に注目をしまして、実際見てきたのですけれども、これが高齢者の福祉住宅ということなのです。今までの公営住宅の高齢者専用住宅と同じようなことではあるのですが、ただ先ほどから言っているように公営住宅というのは、僕2番目の質問でやめましたけれども、いろんな国からの補助をもらうがために規制がたくさんあるわけです。ところが、現実的にお年寄りの声を聞いてみると、そんな広い部屋は要らないと、たった一人で住んでいる場合に。極端に言ったらワンルームでいいのだということなのです。では、ワンルームのものを公営住宅で建てられるかといったら、建てられないのです。だから、高齢者という対策としての公営住宅あるいはほかのものとのミスマッチがやっぱり起こってしまっているのだらうなというふうに思うわけです。

先ほどお話しした私が見てきたのは、町が運営するところの高齢者福祉住宅というところで、美瑛町というところだったのですけれども、それこそ私見てくればワンルームの木造の平家建てです。しかも、お風呂は普通でいくと大浴場か何かをつくってしまうのだけれども、普通の住宅のユニットバスを3つ並べて、洗濯もコインランドリーというような、非常にお金をかけないで、つくる側もお金をかけないで、入居者も5,000円の家賃なのですけれども、5,000円の家賃だったら国民年金だけでも十分食べてもいける。みんながわいわいやりながら集まっていく場所もあると、こういうところでした。そこがもう少しいいのは、市長もご存じのとおりで、小規模の多機能介護サービスと一緒にあってくっついているのです。普通の生活は福祉住宅でしているのですけれども、もうちょっと介護が進んだ場合にはすぐ隣のところでお風呂に入ったり、食事をしたり、何かあったらそこからヘルパーさんが来てくれたりと、こんなふうになっていて、新聞ではこれを特養の代替というふうにも言っているのですけれども、私は砂川でもこういうことを少し意識をしながら、つまりこれはまだお年寄りの住める公営住宅がこれからも新しくなったり、そうなるのであれば私はここまで考えなかったと思うのです。ただ、宮川団地がもうこれ以上は建てない、こうなっていくと、新しい公営住宅というのはほとんどこれから建ちません。ということは、さっきから言っているように4階、5階、エレベーターのないところに高齢者が住めるかといったら、現実的に住めないわけです。どこか安心感とともに、特養もなかなかできない、どこか安心のできる場所というのはやっぱり必要だろうということで今このお話をしたのですけれども、特に宮川団地のあるところなんていうのは本当に便利なところで、歩いてでも買い物に行けるし、今度は何か病院もできるとい

うようなお話で、相当いい場所であるわけで、先ほどの話でいけば、集約をして、もしかしたら空き地もできるようなお話もあったのですけれども、こういうこともあわせて高齢者が安心して住めるような砂川、子供たちのところに行くということは市外に出ていかなければならないのが現状だと思うので、そうしない前にもうちょっと楽しく明るく生き生きと過ごしてもらえるような施策というのが私は住宅の面でとても重要ではないかというふうに思うわけですが、私が今お話ししたことについて市長、どんなふうに感想をお持ちでしょうか。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 今すぐここで答えするというような問題ではないかと思えますけれども、私もいろんな事例を個人的には調査をしながら、どういうところに方向性を見出せばいいのかなというのは、私自身も実は財源との絡みがありますから、方針は現実的には定まっていないと。ただ、ニーズをつかまないとただ机上でやっても、それは無駄な出費に終わる可能性があるので、私はとりあえずこの仕組みをとにかく急ごうと。その中である程度従来とは違う手法で今の行政が求められているものを見つけていこうというのが私のもともとの発想でございます。それらの話し合いをこの組織なり体制ができるときにはそれらも踏まえてやっていこうというふうに考えておりますし、それは職員を煩わさなくても、ある程度そういう世帯を調査された段階で私が直接集まっていたいてお話しすることも可能であろうというふうに実は思っております、そういう話の中からはいろんな財政的な面も踏まえながら、公営住宅の空き状況、今計画でこうなっていますけれども、もっとあいてくるかもしれないし、それはちょっと読みづらいところも現実に今の時代でございます。それらも踏まえながら、しっかりとしたものを考えていくのが一番いいだろうということで、それらの手法も1つとしては私の頭の中には、本当は私がイメージ抱いたのはそういう手法ではなくて、別に個人の住宅の大きな家をとというのは1つは考えたことがあったのですけれども、もしそれを借り上げることによってある程度使う人に払ってもらって、それを人件費に丸々回せて、家の修繕費に金がかからないから、それで回していけるだろうという方法も考えたのですけれども、それを担う人材の問題がやっぱりどうしてもネックになってくると。成功している事例もあるので、うちで成功するかどうかというのはあくまでも人材の問題であって、いろんな手法を今正直検討してございます。そのニーズをつかまえた中で、どうあるべきなのか、どこに最大公約数があるのか、何でもかんでも行政がやれといってもそれは無理な話ですから。ただ福寿園は私は地域密着型でも何でもやるのはいつでも、介護保険料の問題さえある程度市民の了承を得ればできるというふうに踏んでございますけれども、それは別次元の話として、高齢者の今抱えている持ち家の問題については調査をしたいなというふうに考えています。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私は前からこれ実はずっと気になっていて、今700人ぐらいが単身で

いるわけですね、これもしかすると700軒の空き家ができてしまうかもしれない、このままほっておいたら。そういう中で、リバースモーゲージというようなお話も前にしましたけれども、土地の価値が低いですから、それで何とかということは難しいと思うのです。ぜひともさっき言いましたように、市長もお考えでもあるので、高齢者福祉住宅というような、こんな考えも、またそういう事例をやっているところもありますので、その辺も含めていろいろ考えていただければというふうに思っております。

そんなことで、質問を終わりたいと思います。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） 私のほうからこのたびは1点、商工・観光分野での地域おこし協力隊制度導入への取り組みについてということでご質問させていただきます。

3月定例会にてこの制度の利活用、6月の定例会には隊員の声として具体的な活動内容を通し質問してきたわけですが、いずれも砂川市としてこの制度を取り入れる可能性があるものとの答弁でした。先進地事例も充実してきて、本制度の課題とともに効果的な活用方法等も見えてきております。

そこで、砂川市における本制度導入へ向けたこれまでの取り組みと今後の課題、さらに導入後の本市における活動ビジョンについてお伺いいたします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、私のほうから商工・観光分野での地域おこし協力隊制度導入への取り組みについてご答弁申し上げます。

最初に、本制度導入へ向けた取り組みであります。6月定例会以降における経済部の取り組み状況は、去る6月20日に商工振興、観光振興各施策における地域おこし協力隊の活用ニーズ調査について、砂川商工会議所と砂川観光協会に照会したところであります。その後2団体から地域おこし協力隊の制度説明等を求められ、経済部の担当者が2団体の三役会議に赴きまして、国（総務省）の地域おこし協力隊要綱の制度内容と先進地事例の紹介など、資料をもとに地域おこし協力隊の活用の可能性について質疑応答を受けたところであります。2団体からの活用ニーズの回答につきましては、9月14日までに回答いただける予定となっておりますが、提出後はその内容等を検証することになります。検証に当たっては、既にこの制度を活用している先進地の事例を参考に、地域おこし協力隊を導入した場合の問題点や商業振興・観光振興などに利活用されている活性化施策を十分調査・研究して、次年度の商工振興・観光振興各事業に活用してまいりたいと考えております。

次に、今後の課題であります。地域おこし協力隊の制度について戦略的かつ長期的なビジョンを持って地域おこし協力隊員の採用を行うこととなりますので、隊員の選考が今後の大きな課題と位置づけております。募集に当たっては、総務省のホームページや当市のホームページのほかに、東京、大阪などの人材派遣会社等に地域おこし協力隊員の募集

に関する業務の委託を含め、全国から幅広い人材確保の方策を検討するものであります。

3点目の導入後の活動ビジョンですが、地域おこし協力隊は商工・観光分野以外の福祉、教育など多方面なまちおこしに関する業務もあり、地域おこし協力隊を活用するに当たり、砂川市地域おこし協力隊設置要綱を制定する必要があります。商工・観光分野における活動ビジョンは、2団体から地域おこし協力隊の利活用に関する回答書を受けておりませんので、想定している範囲で申し上げますと、中心市街地の空き店舗を活動拠点に、大都市にはない子どもの国、オアシスパーク、スイートロードなどの砂川市独自の多彩な地域資源を地域おこし協力隊により広くPRしていただくことによる観光客の誘致や、地域交流センター、市立病院などの集客施設から商店街へ買い物する回遊策の企画、さらに都市住民の視点に立った新たな地元特産品の発掘などを行っていただくことにより、地域資源を活用した地域経済活性化につながり、地域おこし協力隊の効果的な活用が期待できるものと考えているところであります。地域おこし協力隊における具体的な活用計画の策定は、これから2団体から提出されます活用ニーズの回答をもとに、それぞれの団体よりご意見を伺いながらの取り組みとなりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今ほどのご答弁で2団体からの回答待ちということになっておりますけれども、ニーズが具体的に上がっていただくことは望むわけなのですが、その中以外のことに関しても一応行政としてそういうようなことに使っていただける例を数々挙げていただきましたけれども、そのような活躍の仕方をしていただきたいなという思いはあるということ認識させていただきました。

この地域おこし協力隊、本当にいい事例がたくさん挙がってきてまして、先日会派で先進地事例ということで喜茂別町に行政視察に行ってきたわけなのですが、まちの規模は違うのですが、取り組みに対する準備、そして10人中8名が定住したということの成功例、その陰には一体どういうことがあるのかなということ、何かあるのではないかとということで行ってまいりましたので、その中での報告も含め質問をしていきたいなというふうに思っております。まず、砂川市における地域おこし協力隊を受け入れた際に、地域おこし協力隊と行政とのかかわり合い方として何かお考えがあれば、まず聞きたいのですが。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 地域おこし協力隊と行政のかかわり方というご質問でございますけれども、地域おこし協力隊員の方々というのは、当市のような人口減少とか高齢化、いわゆる過疎地域のところに来られる方で、そういう方々というのは大都市から来られるということで、意欲的な方ということで捉えておりまして、砂川市に地域おこし協力隊の隊員ということで受け入れるわけでございますけれども、定住、移住していただくということになりますから、都会から急に移住、定住ということになりますと、すぐにこの地域

に溶け込むということがなかなか難しいということで思っております。それで、かかわり方につきましては、心の通ったおつき合いをしながら、砂川市の地域社会といたしますか、貢献されるようにサポートしていきたいということで考えてございますし、また地域おこし協力隊の方の担当分野というのはさまざまあるのですけれども、それぞれの地域活動にかかわっていく中でまちおこし、地域おこしということで、行政といたしましても本来の目的を達成するように指導助言という形で地域で取り組む業務のサポートをやっていって、できる限り全面的に支援していきたいというかかわり方を考えておるところでございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 喜茂別町長がじきじきにおっしゃっていたのは、この地域おこし協力隊というのはあくまで期間限定の政策であるわけですし、いつまでも行政が面倒見てあげることが最終的にはできない部分があるから、最初からせつかく来ていただいたのだからということで行政のほうでいるんなことを面倒見てしまうと、その方が行政に頼る体質になってしまうと、任期終了後の自立につながりづらいということをおっしゃっていたのです。実際に事例といたしまして、地域おこし協力隊を呼んで、行政として面倒を見ていった場合の任期終了後の定住率というのが実は2割台程度だということです。そして、喜茂別の場合は、それがよかったかどうかは、ほかの要素も当然あるとは思いますが、10人中8名が定住につながったといったところに恐らく鍵があるのではないかなというふうにありますので、コミュニケーションのとり方、それから意思伝達、それから業務の指示命令系統、そういったところがその後隊員として3年間まちのためにやろうと思って来てくれている人を行政として余りにも守り過ぎると、その方の3年後の保証をしていけない。逆にまちから必要とされる人になれない、行政からは必要とされる人間になれるかもしれないけれども、まちから必要とされる人間になかなかないのではないかと、そういったことを懸念する部分でございますので、かかわり方等々も今後については少し検討していただきたいなというふうに感じております。

今回そのかかわり方というところで、では行政がかかわらないで地域おこし協力隊に誰がかかわるのだという部分になると思うのですけれども、地域おこし協力隊を喜茂別がなぜ10人とったのか、たくさん的人数でたくさん仕事をしてほしいということも当然あるのですけれども、実はその当時10名の地域おこし協力隊を受け入れると、当時は1人につき150万円の特別交付金ということでございましたので、1,500万円ほどの特別交付金が支給されたという中で、ではそのお金はそれぞれ町のために使ったのかなと思っていたら、実はその中の1,200万円ほどは地域おこし協力隊を統括するタウンマネジャーさん、このタウンマネジャーさんを同時に喜茂別は道の人材センターのほうから誘致していたということなのです。そのタウンマネジャーさんの報酬として年間1,200万円ほどの人件費ということで、地域おこし協力隊を間接的にタウンマネジャーさんのほうに委託をして管理運営、企画、時間調整等々、それから町の中からのニーズ調査、そう

いったところをタウンマネジャーさんを通して行って来たということだったのです。直接的に行政が地域おこし協力隊さんを指示命令系統で動かすということなのではなくて、行政のほうはあくまで隊員からは冷たいと思われるような対応をとった状態の中で、そして町の人たちとタウンマネジャーを通して地域おこし協力隊は各隊員活動として活動してきたということが、またそれはさらに自立、それからそのまま定住という形のものにつながっていったきっかけになったのではないかというふうに思っております。

砂川市もこのような形で隊員とともに、その管理者をまた別で考えて、そしてそのままその管理者も定住させる、もしくは管理者を砂川の中から募集したりとか、そういった考えがあるのかないのかを教えていただければと思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 地域おこし協力隊の事例ということでお聞きしまして、そういう事例も一つの手法かなということでお聞きしていたのですけれども、市としては来年に向けての制度の活用につきましては、前段でご答弁したとおり砂川市の地域おこし協力隊の制度要綱というのをまだきちとした形でつくっておりませんので、ただいまお話しいただいたものも一つの活用方法ということで考えておりますので、そういうのも含めまして、その制度要綱の中で考えていきたいと思っておりますし、行政的に先ほどもサポートの関係でもお話ししたとおり、きちりこちらのほうで管理者という形で一々指示するというのではなくて、地域の中に入っていただいて活動していただくための指導助言はしますけれども、市の嘱託職員ということになりますので。ただ、市役所に在住というのではなくて、直接派遣する業務の中で活動をしていただくために出て行っていただくということで考えてございます。それで、先ほど1つとして中心市街地に活動拠点を設けたいというような考え方で、1週間に1回か、そのぐらいいきちんした形で復命をいただいたりして打ち合わせはさせていただきますけれども、そういう思い切った派遣先の団体等との業務の中で打ち合わせしていただければいいかなということで考えているのですけれども、前段で申したとおり、砂川市の地域おこし協力隊の制度要綱もまだきちとつくってございませんので、まずは派遣先の2団体からの活用ニーズの回答をいただいて、その中を見て、また商工、それから観光分野以外の活動等もきっちもって、書いてあるかどうかわかりませんが、そういういろいろな回答の中で全体的な次年度に向けての活用方法も検討していきたいということでございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 確かに地域おこし協力隊が来るに当たって、行政としてかわり合い方の中で喜茂別さんのほうでやっていたことは、冷たい対応を表向きでやっていたということなのです。裏では一生懸命その地域おこし協力隊が町に溶けこめるように、町の皆さんにお伺いを立てたりだとか、いろんなイベントに誘ってやってほしいだとか、そういった形で町の人たちの受け入れる体制を整えるための動きをしていたというようなことだっ

たのです。これから制度をつくっていく中での一つの参考として、ぜひ取り入れていただければなというふうに思っております。

先ほど団体からのニーズのお話がありましたけれども、ここで議論をしている分にはいろんなニーズやいろんな新しいこんなこともできるのではないかという話が出るかとは思いますが、商工会議所や観光協会で急に何かニーズはないかと言われたところで、正直忙しい中でまた新たなこと、もともと何かやりたくて、人とお金があればこんなことがやりたいのだというのがもしあれば、何らかの形でもう出てきていてもおかしくなかったのかなという部分もございますし、去年も議会の中で観光協会のあり方についてというような議会でのご質問も各議員さんのほうからもあったように、そういったものを出せといても、すぐ出てくるか、また具体的なものとして出てくるのか、それは来てみなければわからない部分はあるのですが、説明の仕方等々も含めてなのですが、もう少し具体的にどこまでこういった説明を行ったのかについてお聞かせ願えますか。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 砂川商工会議所と観光協会さんに説明に行ったときの仕方ということなのですが、6月議会以降早速最初に商工会議所に説明に行きまして、それが7月の24日でございます。一応文書を出して、内容等について皆さんそれぞれお忙しい中、三役等の皆さんにお集まりいただくということで、担当の専務理事さんとかというのは内容等はお話しさせていただきましたし、観光協会の事務局長さんにも説明をさせていただいたのですが、事務局をつかさどる方から三役の方に集まいただくということのセッティングをさせていただいて、私と課長、担当者、係長、3名で説明に行きまして。まず最初に、地域おこし協力隊というものがどういうものかということで、総務省から出ている資料をもとに説明をして、3月議会、それから6月議会にもお話ししたかと思うのですが、平成21年度からできて3年経過したということで、最初すぐに取り組まなかったのは、当初3年後以降の生活支援なり就職支援ということがあったわけなのですが、ことし24年度に総務省のほうで制度の改正が拡充がされて、4年後にその方が地域に定住、または移住していただくために、いろんな空き店舗を活動拠点にした経費も交付税算入になるし、また来てからすぐに資格試験を取る受講料的なものも交付税の経費にするから、4年後を見据えた形での指導もしたほうがいいという拡充になったし、また人件費等にも200万のほかにかかる経費200万、それから1団体200万ということで大体600万までの範囲が拡充されるということになりましたので、そういうもろもろの拡充策の中で、3年後の先進地事例もございましたので、先ほど言われた喜茂別だとか、お隣の美唄だとか、道内で取り組んでいる事例等の資料もそろえて細かく説明させていただきました。

それで、ある程度説明をした後、地域おこし協力隊が次年度以降活用されるまで、また活用された基本的な流れというものを資料をもとに、来年以降予算づけをして募集をかけ

て、それから面接等の中である程度砂川市に来ていただく方を実際は大体7月1日くらいからの活動になるかなと、そういう流れもお話をさせていただきました。そんな中で、商工分野における商工会議所なり観光協会さんのほうで今ある事業をさらに拡大するとか、新規に取り組むために人材が必要なのだと、そういう具体的なものを回答に出してくださいというお話をさせていただきました。ただ、今ある既存の事業で人手が足りないというものは、そういうようなものではないと、今の現行の人員の中でやっているわけですから。ただ、今のやっている事業をさらに拡大だとか、それから新規の取り組みの事業ということの中でニーズ調査をさせてくださいというお願いをしてきました。それで、たしかきょうかあすあたり、また三役会議で最終的な打ち合わせを商工会議所さんでやられて、14日ごろに回答させてくださいということで承っているところでございます。

それから、会議の説明ですけれども、商工会議所は7月の10日でございました。間違えました。それから、観光協会が7月の24日でございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 あくまでまちのニーズから地域おこし隊の利活用を検討していくというのはスムーズな流れだなというふうには思うわけなのですが、それがなかなかなくても何とかこの事業は必要なのではないかなと思う部分がございます。地域おこし協力隊募集要項に関してはそれぞれ各地域いろいろあるのですが、喜茂別の場合は隊員が来て、最低限これだけというのは1つだけお願いしたことがあって、それが任期の終了後独立開業、もしくは就職して定住してほしいということだけだったのです。これは、あくまで表向きのお願いであって、実は喜茂別は当時喜茂別町として行政サービスの不足部分、喜茂別町で抱える問題というもので、その中で必要となる人材はどういう人材なのかというのを募集前にあらかじめ選定してあったのです。隊員は、なぜ自分がこの町の、80人のうちの応募に対して10名を採用したということだったのですけれども、なぜ自分が選ばれたのかというのはいまだにわかっていない人もいらっしゃるみたいなのですけれども、両方の話を聞いているとおもしろかったのですが、具体的な話でいうと、喜茂別町内は高齢化も進んで、過疎地域ということもあって外食産業的なものが基本的には少なかったと。そういったことで募集の段階でこのまま飲食店を開業したいのだというような要素を持った方を意図的に選定されたり、それからあんま、マッサージを町内で受けられる場所がもうなくなってしまっていた。その中でマッサージ師の資格を持った人を意図的に選考して採用していたといった部分で、ほかにも戦略的に意図的に人材を選んでいった部分があったのですけれども、砂川もこういった趣旨で募集をかけるというお考えは今のところ余りないでしょうか。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時03分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員の質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○経済部長 栗井久司君 地域おこし協力隊の募集の関係でございますけれども、一応総務省が出している平成22年度の地域おこし協力隊の現況調査の結果という資料があるのですけれども、隊員になる前の職業を見ますと有職者が53%ということで、そのほか同じ有職者でもパートタイムが11%で、全然仕事をされていない無職の方が地域おこし協力隊をやったというのが20%ございました。そんなような状況でございます。喜茂別のいろいろ募集要項だとかというのが一応手元にあるのですけれども、こういうのも先進地事例ということの参考にさせていただきまして、これから前段で申し上げた砂川市全体の地域おこし協力隊の制度要綱を作成しまして、そしてそれぞれ、私は一応商工・観光分野の担当部長でございますので、それに合った形での募集要項も考えていきたいと、どういう業務をやるかということも考えて募集をしていきたい。その前段には、関係2団体からのニーズ、回答いただいた中で採用人数に結びついていくのかなということで考えてございます。今議員からお話あった飲食店の開業の志だとか、あんま、マッサージの資格を持っている方、私たちも募集に当たっては全国から広い人材を集めて、砂川市のまちおこし、地域おこしをやっていただくという観点から、ただ大学を卒業したのだけれども、職がないというような方も含めまして、すぐに地域に溶け込んで、いろんな身についた職業観だとか技術的なものもすぐ発揮できるような、そういう人材の確保を目指していきたいというふうに考えてございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ある程度業種、それから砂川市としてこれからやりたいということに対しての能力があるのかなのか、そういったところが選考方法の中に入っていくという認識をさせていただいたところで間違いはないでしょうか。

それでは、確かに飲食店ですとかあんま、マッサージというのは、砂川と喜茂別の規模の違いもありますので、砂川としては十分そういったものは既存のものもあるということでございますので、ただ地域の規模の違いはあるのですけれども、喜茂別ではそういうものが課題であった。では、砂川としてのこれからの商工・観光に関する課題は一体何なのかということ考えていくと、すながわスイートロードということで砂川は大きな知名度を得ているわけなのですけれども、これからのそういう人たちの外からの目線を使ったさらなる発展など、それからまた商店街の後継者不足、空き店舗対策も大切なのですけれども、現存されている商店街の皆さんの高齢化も深刻な問題となっております。そのあたりこういった形で地域おこし協力隊がサポートしていけるのか、もしくは後継者としての可能性があるのか、そういったこともニーズとして調査する必要があるのではないかという

ふうを感じるわけでございます。それと同時に、商店街の先ほど言われました空き店舗対策、空き店舗を利用して地域おこし協力隊にそこを拠点として何をしていただくのか。

それから、もう一つは、先日もお話ありましたが、企業誘致の分野でも地域おこし協力隊にそういったノウハウを持ったような人材に焦点を絞って雇用して、全国に営業活動する、もしくは世界に対して営業活動を行えるような人材をとれないものなのかどうか。それから、第6次産業への取り組みということで砂川市もやっておりますが、そういうノウハウを持った方、そして販路拡大、それから新商品の開発、そういったところの分野で有識者という形での公募の仕方。それから、ことしに入ってから立ち上げておりますけれども、ご当地グルメの研究開発、こちらのほうも今砂川市民の中で皆様で知恵を絞って試行錯誤しながらやっている段階ではございますけれども、こういった方がお手伝いに入るということでも補助金の対象になる。研究費として確保できれば、ご当地グルメ研究費としてももう少し拡充して、新商品、新しいご当地グルメの開発も進んでいくのではないかと。

それから、新たな観光事業への取り組み、喜茂別にいらっしゃった方も喜茂別の方は気づいていない、だけれども外から来たときにこの喜茂別にはこんなにもたくさんの観光資源があるというのをやっぱり見つけてくださっているのです。隊員の人は、そういう観光資源を利用して市内外へアピールして、観光客を誘致、または交流人口をふやそうというような取り組みの活動を隊員終了後現在も行っている方もいらっしゃいます。砂川も砂川市民としての観光地挙げれば幾らでも出てきますけれども、外から来た人がどんなところに魅力を感じるのか、そういったところが非常に参考になるのではないかとと思います。それから、グリーンツーリズムへの取り組みやフットパスへの取り組みということで、最近健康志向もありまして、そういったことでの交流人口のふやし方、もしくはそういったことが観光に来た人、またはそういうものを通して定住へのつながりだとか、そういったことも期待しているということで活動していらっしゃる方もいらっしゃいます。

いずれの事業も本当に外から砂川に来て、ぱっとここいい、これ使えるというのは、やっぱり外から来た人でしかなかなか新鮮な気持ちは、私も持っていますけれども、そういう都会から来た人がどういうものに魅力を感じるのかというのはやっぱりもう一度聞いてみたいというふうな部分もございますし、そういう部分がこれからの砂川の観光事業として発展していく可能性としては十分あるのではないかとこのように思っております。

喜茂別の場合は、とにかく10人雇ったときは事細かに計画、それから行動、そういった部分はまだ策定が、大きいくりで策定はあったのですが、細かい業務内容についてはそこまで煮詰められていなかったのです。どっちかという町の人たちと触れ合う中、もしくは自分たちで町の中を歩いていった中で、その中で町からのニーズというものを探していったり、そして自分たちが見つけたものを、それを町の人々のニーズとマッチングをしていって、そして3年間の活動の中でどんどん自分たちの存在価値を試していく、それから取り組んでいくというような形の取り組みだったのですが、砂川市の場合は少し

そういう募集要項並びに制度設計をしてからということをございましたけれども、ある程度それは来てからそういう目で、新鮮な目で見てもらったものを逆に活動内容として足していくような、そのような考え方はございませんか。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 いろいろ喜茂別の事例から人材の確保に当たっての考え方でございますけれども、前段で申したとおり、制度要綱、それから募集要項などきめ細かなところがまだ詰めてございません。議員からいただきました喜茂別の事例も大変参考になるようなお話でございますので、募集要項なり制度要綱をつくるに当たっては十分これも参考にさせていただきたいと考えてございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 わかりました。これは、やってみなければ見えてこない部分も、当然先進地事例だけでは伝えきれない部分、それから実際に隊員さんたちと話して、そして行政さんのほうとお話をさせていただいて、また町長ともお話しさせていただいた中で、基本的には行政の思惑というか、この町の将来の方向性をこういうふうに持っていきたい、だけれどもこの町ではこういう人材がやっぱり不足している、こういう人手が足りない、そういったところが大きなこの政策の部分にあったのかなというふうには私なりには感じているところでございます。

ほかに、今回観光・商工という部分では質問としてはここまでということにはなりませんけれども、ほかの質問することはできませんが、砂川市全体でまだまだたくさんの各分野での課題としてある部分でも、地域おこし協力隊の利活用は十分検討していったほうがいいのではないのかなという部分で少しご紹介させていただきますが、地域おこし協力隊を利用しての市立病院の看護師不足、喜茂別の場合は介護士不足ということで介護士を限定して募集をかけている。それは、翌年に建つ介護福祉施設の人材を確保するため、これも行政の思惑から発信しているものなのですが、そういった部分ですとか、待ち時間対策、常に問題視されておりますけれども、そちらの対策を地域おこし協力隊のお力をかりて、解消へ向けてサービスの向上ということも含めてやっていただいたり、それからこれからこの間アンケートもありましたけれども、地域公共交通への取り組みということで、今後アンケート調査を精査した後どういう方向性でいくのかわかりませんが、3月のときにもご紹介しましたけれども、地域公共交通の実証実験やる場合にバスの借り上げ代ですとか運転手としての利活用も可能なのではないかという部分でございます。

それから、砂川市が今盛んに取り組んでおります民生委員や町内会との連携により高齢者を何とか見守っていくという対策、これも実際に喜茂別では高齢者、独居老人のお宅をパトロールという形で各集落を毎日回っていただく、まちの規模が違いますので、そこまでの細かいケアはできないとは思うのですが、そういった方たちと協力して、そういう方たちも見回りや見守りのお手伝いをしていく。そういった中でどんどんこれから市

が取り組もうとしている部分に対する分野でそういった人たちを使って情報収集、このまちをこれからやっていくのにアンケートという調査も十分効果はあるとは思いますが、やっぱり生の声、一緒に生活していったり、面倒見てもらったり、ささいなときのその生の声というのを地域おこし協力隊に吸い上げていただく。何でかという、この地域おこし協力隊が最後に活動報告書というのを出しているのですが、まさにこの中にはその町の今後の課題、それから今の現状、外からの目線で物すごく冷静に分析されていて、すごく情報収集、これから町をつくっていく中でどこに何のニーズがあって、何が足りないと思っているのかというのが細かく、そういう人たちを通して情報として載せられているのです。この地域おこし協力隊は、そのときの地域おこしも大切な政策だとは思いますが、終わったときの報告書というのが特にまだまだこれから砂川市を発展させていく意味ですごく重要な資料になっていくのかなというふうに感じております。

最後に、多岐にわたる部分ではございますけれども、特にこういうまちの声、それから最後の報告書を通した実情、そういったところに対する部分で何か市長のほうからご所見があればと思うのですが。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 地域おこし協力隊、3月議会ですか、何とかこの制度を活用してやっていきたいというふうにご答弁を申し上げまして、担当のほうでも商工会議所、観光協会等に協議をしているということで、先ほどから論議の内容を聞いておりましたけれども、私自身は臨時的に協力隊員を活用するという考えではなくて、今本当に砂川市にとって欠けているのは協力隊の趣旨からいくと何が欠けているのだろうか、次につながるものは何なのだろうか、そういうところをきっちりと精査していただいて、十分理解を得た上で、やっぱりまちぐるみで取り組まないとなかなかこの種のものは成功していかないというのがございますから、観光協会なり商工会議所とも協議をしますけれども、砂川市の必要なもの、協力隊員に求めるもの、次につながるもの、ここをきちんと担当のほうには理解をしていただいて、その選定をしていただきたいと、こう思っております。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ありがとうございます。実は、観光協会並びに商工会議所でこの制度を提案した際に、NPO法人ゆうのほうからどういう制度なのと、うちでは使えないのというような問い合わせはあったかと思うのですが、今度は分野としては教育委員会のほうということになりますので、ニーズがある、声が出たということは非常にいいことだなと思っていますので、そのあたり制度設計に向けて、今商工と観光のほうにニーズを上げてくれというふうなことがございましたけれども、そういった形で声があったところにも丁寧に制度の概要説明、それからニーズの調査・把握、それからこの先地域おこし協力隊導入において可能性の部分に関してもぜひ意見を吸い上げていただきたいなというふうに思っています。質問を終わります。

延会宣告

○議長 東 英男君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時21分